

## 平成 30 年度制度改正・報酬改定対応に係る事前チェックの実施について

### 1 事前チェックの概要

- (1) 平成 30 年度制度改正・報酬改定に伴う新たな加算の追加や変更について、介護サービス事業所が指定権者（県・市町）に「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を提出した後、指定権者は介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を国保連合会に提出します。
- (2) 国保連合会では、事業所台帳と事業所からの請求をシステムチェックし、一致していないものについて、返戻処理を行います。
- (3) 平成 30 年 5 月においては、制度改正等による誤りを軽減するため、平成 30 年 5 月 7 日（月）までに請求情報を提出していただいた事業所の請求を事前チェックし、エラーがあった場合、平成 30 年 5 月 8 日（火）にお知らせいたします。
- (4) エラーの修正を希望される事業所は、エラー修正を行い、平成 30 年 5 月 10 日（木）までに再請求ください。  
また、事業所台帳の誤りによるエラーと思われる場合は、各指定権者に御連絡ください。  
なお、事前チェックは、平成 30 年 5 月 7 日（月）時点の台帳情報とのチェックとなります。

### 2 事前チェックを行う事業所

- (1) インターネット請求事業所  
平成 30 年 5 月 7 日（月）19 時受付  
※事業所の端末操作では、差替えが出来ませんので、再請求を希望される場合は、下記問合せ先まで御連絡くださいますようお願いいたします。
- (2) 光ディスク等による請求事業所（CD、MO、FD）  
平成 30 年 5 月 7 日（月）17：00 到着分まで
- (3) 紙による請求事業所  
事前チェックの対象外

### 3 点検結果の提供方法

- (1) インターネット請求事業所 → 連絡電文
- (2) 光ディスク等による請求事業所 → 電話または FAX

【スケジュール】

5月

項目	期日	平成30年5月									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
事業所からの請求協力日 (インターネット・光ディスク等)	5/7							●			
事前チェックによるエラー リストの提供	5/8								●		
エラー修正期間	5/10										
事業所からの請求期限	5/10										●

6月

項目	期日	平成30年6月									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
事業所からの請求協力日 (インターネット・光ディスク等)	6/6						●				
事前チェックによるエラー リストの提供	6/7							●			
エラー修正期間	6/10										
事業所からの請求期限	6/10										●

※6月についても、5月同様の対応を行います。

4 問合せ先等（請求情報の取下げに係る照会の問合せ先）

兵庫県国民健康保険団体連合会

介護福祉課介護保険係

（電話）078-332-5618 （FAX）078-332-9520

（受付時間）8：45～17：15

※各種台帳についての照会は、各指定権者または介護保険者にお問い合わせください。